

受付年月日	年 月 日	決 裁				
伺 年 月 日	年 月 日	常務理事	理 事	事務長	担 当	台帳照合印
決 裁 年 月 日	年 月 日	資 格 取 得		年 月 日		
支給支払決議書	支 給 額	円		資 格 喪 失		
	支給内訳	傷病手当金 円		標準報酬月額		
				千円(第 級)		
				障害年金額・日額障害手当金額		
			円(日額 円)			
			老齢(退職)年金額			
			円(日額 円)			
支給開始	年 月 日		全部・一部 不支給	期 間	年 月 日から 日間	
支給期間	自 年 月 日	日 日間		理 由	年 月 日まで 円	
前回	始	年 月 日				
	終	年 月 日	備 考			

傷病手当金請求書

(第 回目)

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	被保険者証の 記号・番号			被保険者の 氏 名		
	事業所の名称	名 称			課 所	
	資格を取得 した年月日	年 月 日				
	労務に服することが できなかった期間	年 月 日から 年 月 日まで		日間		
	上記期間の報酬の全 部又は一部を受けた とき、又は受けるこ とができるときは、その 報酬額及び期間	年 月 日から 年 月 日まで		日間		
		受けた報酬額		円		
		受けることができる報酬額		円		
障害年金、障害手 当金を受けている とき、又は受ける ことができるとき	(ア) 年金の種類	障害年金・ 障害手当金	(イ) 年 金 額	(ウ) 年金の支給事由 となった傷病名		
	(イ) 年金を受けるこ ととなった年月日	年 月 日		(オ) 障害年金を受けている場合 は基礎年金番号・年金コード		
振込希望の 金融機関名	金庫・銀行 郵便局・組合		(普通・当座) 支店 No.			

事業主が証明するところ	労務に服さなかった期		年 月 日から 年 月 日まで	日間
	上記の期間中 の分として支 払う報酬関係	(7) 全額支給した 場合、又は支 給する場合	年 月 日から 年 月 日まで	の分として 金 円 (日額 金 円) (月 日支払)
		(1) 一部支給した 場合、又は支 給する場合	年 月 日から 年 月 日まで	の分として 金 円 (日額 金 円) (月 日支払)
		(9) 現在までも 又、将来も支 給しない場合 は、その旨		
上記とおり相違ないことを証明します。				
住所 事業主 氏名				
電話 局() 番				

療養を担当した医師が意見を 書くところ	傷病名		発病又は負傷の原因			
	発病又は負傷年月日	年 月 日	療養の給付を開始した 年 月 日	年 月 日		
	労務不能と 認められた期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	診療実日数	日間	
	傷病の主症状 および経過 概要	上記の期間中に入 院をした期間があ る場合はその期間		年 月 日から 年 月 日まで	日間	
		入院の費用の別		健 自	保 費	公 費
	上記とおり相違ありません。					
住所(所在地) 医師 医療機関名 氏 名						
電話 局() 番						

給承 与 払 の 書	21	私はうへの金額を給与払いにて受領することを承諾します。		
		被保険者の (請求者)	氏名	印

領 収 書	22	金 円也但し うへの金額を領収いたしました。	年 月 日
	東邦ガス健康保険組合理事長 殿		
	住所 受領者 氏名		
印			

記入方法については次ページの記載事項をご覧ください。

・ **被保険者の注意事項**

- ア． および 欄は、健康保険の被保険者証に書いてあります。
- イ． 欄は、同一の疾病又は負傷及びこれによって発した疾病により、障害年金、障害手当金を受けている場合に記入するとともに障害年金該当者は障害年金証書の写、支給開始並びに直近の額を証する書類を、又、障害手当金の該当者はその支給額を証する書類を添付して下さい。
- ウ． 欄で障害年金、障害手当金を現在請求中の場合（受けることができるとき）は、(オ)欄のみにその旨を記入して下さい。
- エ． (ア)欄は、受けている年金を で囲んで下さい。
- オ． (イ)(ウ)(I)欄は、障害年金を受けている場合又は、障害手当金を受けている場合は、それぞれの支給を証する書類等をみて記入して下さい。
- カ． (オ)欄は障害年金を受けている人は、その年金証書の記号番号をみて記入して下さい。
- キ． 欄は、被保険者（本人）が直接受領するときに、被保険者の希望する振込機関名を記入して下さい。
- ク． 傷病が第三者の行為によるものであるときは、「第三者行為による傷病（死）届」を作って、この請求書に添付して下さい。
- ケ． ²²欄は、被保険者（本人）が直接健康保険組合の窓口で受領するときに記入して下さい。

・ **事業主の注意事項**

- ア． 欄の「全部支給」または「一部支給」とは、一日当たりの賃金の全部または一部の意味であること。
- イ． 欄の(ア)と(イ)にわたるときは、両欄にそれぞれの事柄を記載すること。
- ウ． 欄の(ウ)の欄は、「現在までも、また将来も支給しない」を記載して下さい。
- エ． 欄は、被保険者の資格を喪失した後の期間にかかる請求であるときは、事業主の証明を要しません。

・ **医師の注意事項**

- ア． 欄は、初診日を記載するだけでなく、その傷病について健康保険による療養を始めた日を記載するものから、被保険者証の療養給付記録欄などを見て記載して下さい。
- イ． 欄は、なるべく詳しく記載して下さい。特に、手術した場合は手術の名称と手術年月日を、また結核性の疾病については、検痰成績、安静度、赤沈値、理学的所見などを記載して下さい。

・ **その他共通する注意事項**

- ア． 訂正したところは、各記載者の氏名のわきに押した印と同じ印（ から までの訂正箇所には²²の印、 から までの訂正箇所には の印、 から までの訂正箇所には の印、²²の訂正箇所には²²の印）を訂正印として押して下さい。
- イ． 印はハッキリと押し、印洩れのないようにして下さい。
- ウ． 、 、 欄の期間の計算は、両端を入れて間違いなく計算して下さい。たとえば6月13日から6月19日までは、7日間となります。